

平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月4日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第1号）	6
○日程第5、平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第2号）	7
○日程第6、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件（議案第3号）	18
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）	22
○日程について	23
○日程第8、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の一部変更及び財産処分について（議案第5号）及び日程第9、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について（議案第6号）	23
○日程第10、閉会中の事務調査について	24
○日程第11、一般質問	25
○議長のあいさつ	32
○管理者のあいさつ	32

○閉会の宣告	3 2
--------------	-----

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第2号

平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年2月4日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成17年3月4日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成17年3月4日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	滑	川	光	彌	君	4 番	石	川		清	君	
5 番	中	島	信	夫	君	6 番	大	曾	根	英	明	君
7 番	大	山		茂	君	8 番	小	寺	由	香	子	君
9 番	福	田	耕	三	君	1 0 番	西	村	武	次	君	
1 1 番	神	田	久	純	君	1 2 番	桜	井	邦	男	君	
1 3 番	高	橋	信	次	君	1 4 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員（なし）

平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成17年3月4日

日程第 1、会議録署名議員の指名について

日程第 2、会期の決定について

日程第 3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第 4、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第1号）

日程第 5、平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第2号）

日程第 6、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件（議案第3号）

日程第 7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）

日程第 8、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の一部変更及び財産処分について（議案第5号）

日程第 9、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について（議案第6号）

日程第10、閉会中の事務調査について

日程第11、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	滑	川	光	彌	君	4番	石	川		清	君	
5番	中	島	信	夫	君	6番	大	曾	根	英	明	君
7番	大	山		茂	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	福	田	耕	三	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	神	田	久	純	君	12番	桜	井	邦	男	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	伊	利		仁	君	副 管 理 者	品	川	義	雄	君
収 入 役	池	畑	勝	一	君	監 査 委 員	菅	沼	明	之	君
事 務 局 長	田	中	浅	男	君	事 務 局 次 長	柳	沢		弘	君
事 務 局 次 長	中	河		渡	君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	金	子	久	夫	君
業 務 課 長	森	田	進	一	君	建 設 課 長	新	井	邦	男	君
管 理 課 長	杉	田	泰	明	君	水 処 理 セ ン タ ー 所 一 長	吉	田	文	夫	君
水 処 理 セ ン タ ー 主 席 主 幹	栗	原	茂	夫	君						

事務局職員出席者

書 記	新	井	正	美	書 記	高	山	淳
書 記	中	田	真	一				

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(石川 清君) 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(石川 清君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

おはようございます。早朝より雪の中全員のご出席を賜り、ありがとうございます。本日は、平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、あいさついたします。



◎管理者のあいさつ

○議長(石川 清君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中という極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、各種事業もおおむね順調に進んでいるところでありまして、ひとえに議員各位のご指導、ご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。

今後におきましても、厳しい社会経済情勢ではございますが、効率的な運営を図るとともに、下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件を初めいづれも本組合運営上重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただけますように、心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



◎議事日程の報告

○議長（石川 清君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（石川 清君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1番 森 田 正 男 議員

2番 山 中 基 充 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（石川 清君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○議長（石川 清君） 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成16年11月分から12月分までの現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第4、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第1号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案の理由を申し上げます。

現下の厳しい社会経済情勢等諸般の事情を勘案をし、管理者、副管理者、収入役、議会の議員及び一般職職員等の日当の全面廃止並びに用語の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第5、平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第2号 平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件につきまして、提案の理由を申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、厳しい経済情勢の中、構成市の限られた財源と財政状況を考慮し、下水道事業の効率的、効果的な事業の執行に努め、下水道事業計画に基づき各種事業を推進するために必要な経費につきまして、通年予算として措置した次第であります。

本組合の財政を取り巻く厳しい環境を十分に勘案した結果、総額につきましては前年度比0.03%減の

57億4,200万円の予算として編成したところであります。

歳出の内容につきまして申し上げますと、本組合運営費として議会運営に要する経費、総務費関係では庁舎改修等工事を計上するとともに、庁舎管理に要する経費、人事、財務管理等に要する経費を計上いたしました。

公共下水道事業費につきましては、汚水事業建設費として石井水処理センター水処理施設増設工事委託及び鶴ヶ丘幹線等工事を実施するとともに、坂戸市関間、片柳、鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘、上広谷地区等の面整備を行う予定であります。

汚水事業維持管理費につきましては、北坂戸・石井両水処理センターの運転管理費委託、設備点検委託等を含めた一部包括的な委託費を計上し、コスト削減及び事務の効率化を図るとともに、老朽化に伴う北坂戸水処理センターの焼却炉解体工事及び管渠・ポンプ場の維持管理に必要な経費を計上し、維持管理に万全を期することといたしました。

また、民間にできるものは民間にゆだね、行政サービスの利用者としての住民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供するという観点から、水道企業団と合同で使用料徴収等業務を民間へ委託する費用を本年度より計上いたしました。

雨水事業建設費につきましては、浅羽雨水幹線築造工事を前年度に引き続き実施するとともに、大谷川雨水幹線工事委託として、圏央道重複部分の工事委託費を計上いたしました。

雨水事業維持管理費につきましては、大谷川・飯盛川雨水幹線の管理業務委託等の必要な経費を計上するとともに、雨水管渠・排水機場の維持管理等の経費を計上いたしました。

大谷川排水機場建設費につきましては、今年度より実施いたします排水機場建設工事委託料等の経費を計上いたしました。

地域し尿処理施設費につきましては、西坂戸の汚水処理施設維持管理に必要な経費を計上するとともに、星和若葉台地域し尿処理施設につきましては、今年度内に公共下水道への切りかえが完了する運びとなり、廃止までの経費を計上し、維持管理に万全を期するものであります。

公債費につきましては、予算額に対し26.9%であり、前年度とほぼ同額となっております。平成17年度末の現在高見込額は177億7,726万2,000円となる見込みであります。

以上、組合格約に基づく都市計画事業、地域し尿処理施設管理事業について、適切な措置を行ったところであります。

次に、これらに見合う財源といたしましては、組合格約に基づき各事業費にかかわる経費について、構成市との協議並びに協定に基づき措置したところであります。また、公共下水道事業費財源につきましては、国庫補助事業の交付基準、さらに組合債につきましては公共下水道事業に係る県の許可指導基準により財源を措置いたしました。

なお、繰入金につきましては、構成市の財政状況を勘案の上、その取り扱いについて協議を行い、下水道整備基金により調整することといたしました。

維持管理費の財源につきましては、受益者負担の原則から、使用者からの公共下水道、地域し尿施設施設使用料を、前年度実績を勘案し、計上したところであります。

以上、歳入歳出の大要について申し上げますが、いずれも各種事業を推進する上で真に必要な経費で

あり、予算執行に当たりましては関係機関との折衝に努力いたすとともに、計画的な運用を図り、常に行政運営の合理化、職員の適正配置等を考慮し、公務能率の向上に努めていく所存であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（石川 清君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（石川 清君） 新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） （内容説明）

○議長（石川 清君） 吉田水処理センター所長。

○水処理センター所長（吉田文夫君） （内容説明）

○議長（石川 清君） 杉田管理課長。

○管理課長（杉田泰明君） （内容説明）

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

7 番、大山茂議員。

○7 番（大山 茂君） それでは、大谷川排水機場整備に関連して2点質疑したいと思います。

大谷川排水機場については、6年前大雨のときにバックウオーターなどの被害などがあったそのことからこの排水機場の整備などが長年求められてきたかと思います。このたび予算化されたというふうなことです。それに関連して3ページに歳入で大谷川排水機場建設費の4市の負担金が計上されておりますが、この負担の比率の内容と、それからその負担比率はどこで、どのように決まったのでしょうか。負担比率に関して1点質疑します。

もう一点ですね、これ歳出の方では排水機場建設費ということで17ページ、18ページにかけて掲載されておりますが、水害対策としての位置づけのこの排水機場は一日も早く完成することが望まれます。説明では17、18、19、3カ年度にまたがって建設するということですが、一日も早く完成することが望ましい観点から、19年度に完成ということですが、8月、9月の大雨が降るようなそういった時期に、台風が来るとか、そういった時期に完成することが望まれると思いますが、その辺の完成の見通しについて示していただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（石川 清君） 新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

初めに、大谷川排水機場の負担割合の比率であります。平成15年8月4日、4市の大谷川流域浸水対策推進協議会の通常総会におきまして、大谷川排水機場建設に伴う4市負担割合について決定されました。負担割の内容といたしまして、川越市が20.38%、坂戸市41.50%、鶴ヶ島市35.78%、日高市2.34%であります。

続きまして、排水機場の建設の見通しであります。土木建築工事を平成17年度から19年度にかけて発

注いたします。そして、機械設備、電気設備工事を平成18年度から19年度に発注いたします。

続きまして、場内整備工事を平成19年度に発注する予定であります。地元の皆様に早く安心できるよう、早期完成に向け、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川 清君） ほかに。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。細部を伺うこともありますけれども、全体について何点が質疑をさせていただきます。

まず、総務費の庁舎改修工事についてお伺いいたします。これは、ご説明あったところによると屋根の修理と、あと障害者用のトイレを設置するというところでございますけれども、その金額の内訳をお示してください。そして、特に障害者用のトイレということに関しましては、一体どういった内容のものを考えていらっしゃるのかについてお伺いをさせていただきます。

あと、これは決算のときにやった方がいいのかもしれませんが、今回基金からの繰り入れを行っておりますけれども、基金残高見込みについてお伺いをいたします。

続きまして、今回ページでいいますと15ページです。下水道使用料の徴収業務を委託するというところでございまして、水道企業団と同時に徴収をするという形に今回なりました。その効果、今回はこういった面でプラス、委託料がふえておりますけれども、こういった面で減っていると、都合これだけの効果があったということについて、金額的な効果といたしますか、についてお伺いをさせていただきます。

あと、最後に20ページの星和若葉台し尿処理施設の維持管理費ということで、今回使用料を取っていないということで、この施設自体は今年度3月に接続をして、普通の公共下水道になるということでありますけれども、この施設は鶴ヶ島市に移管ということになると思うのですけれども、その処理についてはどうなるのかということと、あと91万9,000円計上しておりますけれども、実際使わなくなった、廃止が16年度内に行われるのに今回この予算は計上されている中身といたしますか、理由についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

まず、庁舎の改修の関係でございますが、トイレにつきましては基本的にはハートビル法等がございしますので、それらを勘案して建設をしたいと考えてございます。

あと、金額につきましては、6,500万円を予定させていただいております。これは、防水工事すべて含めてということでございます。

あと、基金の関係でございますが、今回基金から取り崩して一般会計入れてございますが、最終的に7億2,000万円ぐらいの基金残高になると考えてございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 森田業務課長。

○業務課長（森田進一君） 民間委託に対する費用的なもの、金額的なものをお示くださいという質問に対しまして、16年度予算に対しまして17年度予算の徴収業務につきましては、約3,967万5,000円程度の減

額になる。この主な内容につきましては、ほとんど人件費の見込みでございます。

以上です。

○議長（石川 清君） 杉田管理課長。

○管理課長（杉田泰明君） 星和の関係についてお答え申し上げます。

星和若葉台の地域し尿処理施設の処理施設でございますが、鶴ヶ島市と協議中でございます。今現在では解体等の予定は決定しておりません。なお、予算につきまして91万9,000円の主なものにつきましては、特定事業所の廃止手続等接続切りかえから約1カ月程度かかります。その間の経費でございます。消毒作業あるいは片づけ、安全対策等の費用でございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。再質疑を行わせていただきます。

今回、つまりまず1点目の10ページ、庁舎改修工事6,500万円というのは、これ全額トイレということでしょうか。それで、その部分で今回ハートビル法に伴ってさまざまな施策を障害者に対応するものをしていただけるということでもありますけれども、その設置場所と、あとその内容として細かい話になりますけれども、今オストメートと言いまして、そういった人工の膀胱ですか、それを洗ったりする施設がそろっているところを求められているところなのですけれども、その対応はされているのかどうかについて確認をさせていただきます。

2点目といたしまして、基金についてですけれども、約7億2,000万円ということでお伺いいたしました。今財政大変厳しい折です。こちらの坂戸、鶴ヶ島下水道組合におきましては両市の負担金で成り立っているということとして、将来資金的には足りなくなればというか、全体の負担金で賄われているということでもありますけれども、両市、特に鶴ヶ島市なんかでは予算編成のときに大変財源確保にきゅうきゅうとしているところがありまして、特にその基金の将来的な運用ということで、来年度、再来年度の予算ができるかできないかというようなところまで来ているのですけれども、基本的にはこの下水道組合といたしまして大体幾らぐらいまでの基金を確保するのが望ましいのかということについてお伺いして、将来的な展望を含めましてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

まず、身障者用のトイレの場所につきましては、今現在この庁舎内にございます機械室というのがございまして、そのところに予定をさせていただいております。

また、先ほどの6,500万円につきましては、これは防水工事等すべて含まれてございます。トイレだけでございません。

あと、オストメートの関係でございますが、オストメートにつきましてはスペースがかなり限られるということがございます。現状のスペースで大丈夫かどうか、その辺も確認しながら今後対応していきたいと考えてございます。

あと、基金の関係でございますが、幾らぐらいまでの基金が必要かということでございますが、これに

つきましては前々回でも話ししておりますが、10億円ぐらいまでは基金を組合として持っていたいと、基本的に施設として170億円ぐらいの施設としてはございますので、それに対応できるようなものを持っていきたく、そう考えてございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） ほかに。

8 番、小寺由香子議員。

○8 番（小寺由香子君） 小寺です。

まず1点目は、総括的に伺いをしたいのですが、鶴ヶ島も坂戸も非常に国の三位一体等々の状況や、それから不況が続くという状況の中で、大変厳しい予算になり、また予算の審議の内容も大変厳しい状況をきのうまでやってきていました。これから先もまだあるのですが、そこからすると、ここの下水道組合議会の予算は非常に潤沢で、安心していただけるなという感じがすごく落差を大きく感じるのですが、平成17年度、新年度を迎えるに当たって不況の状況等々含めて何か心配材料というのがあるのか、それとも全くなくて順調に推移をしていくという状況なのかについて、簡単にご答弁いただければと思います。

それから、2点目は今山中議員の方からも質疑があったところですが、昨年9月に補正で徴収業務の委託、プロポーザル方式でということで、これが可決されていて、そのときに人件費削減年間で2,500万円ほどの効果があるというご説明に対して、今お聞きしたところによると3,967万円を超す削減が図れたというふうにはお聞きしたところですが、まず9月議会のときには委託先がまだ決定をしていませんでした。議会は9月24日だったのですが、水道企業団の決定待ちだというお話があったのですが、この委託先がどこになったのかということと、まず17年度、これ21年度までの委託ですから、16年を終わって17年に入るところでこの徴収業務が何のトラブルもなく進んでいて、17年、引き続いて21年まで続行して大丈夫なのかどうかという点で質疑をさせていただければと思います。

それから、3点目としましては、この予算案の概要の4ページにある普及率の問題なのですが、例えば平成17年度で鶴ヶ島市については53.7%の見込みであると。この普及率の数字というのは下水道組合が本管を通したところの普及だというふうに思うのです。それで、何回か今までの議会でも質問、質疑あったわけですが、なかなかそれぞれのお宅が接続をしてくれないと、そういう状況があるというふうに見ていまして、本管は入ったものの実際に公共下水を使っているお宅がどれくらいかという、もっと比率が下がっていくというふうに考えますが、その辺の状況を踏まえて17年度どんなふうにそこが改善し、進捗していくかということでご答弁いただければと思います。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

今回のこの予算を組みまして、その心配な材料はということでございますが、基本的に当組合の運営につきましては両構成市の負担金と、あと国庫補助金等を予定しているわけでございます。当然両構成市が健全な財政ということで、まずそれが第1の条件だと考えております。あと、今回国庫補助金につきましては、聞きますところかなり国の方も厳しいということで、その国庫補助金が全額確保されなければこの事業がすべてできない可能性もございます。そういうところが一番の心配と考えてございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 森田業務課長。

○業務課長（森田進一君） 答弁申し上げます。

委託先につきましては、水道企業団と随意契約をした東京都中央区日本橋の第一環境株式会社でございます。それと、現在16年10月から契約いたしまして、現在準備の方を進めてございますけれども、4月1日からの引き継ぎを現在行っております。その中で4月1日からの稼働につきまして、委託業務につきましてはトラブルがないようにというようなご心配かと思っておりますけれども、現時点では1カ月ごとの協議、それと半年ごとの協議、それと1年ごとの協議、それと最終的には3カ年経過した時点の再評価、これにつきましては9月議会でもそのような指摘がございましたので、その辺につきまして行っております。実施に当たりましては、水道企業団、それと下水道組合と協議しながら実施していきたいと思っております。

続きまして、水洗化の状況でございますが、現時点につきましては1月31日現在で1,878件の未接続という数字が出てございます。それにつきましては、特にアパートにつきましては1件という形で普及活動をしております。したがって、世帯数につきましてはもっと多いわけでございますけれども、この接続方法につきましては職員が各家庭にパンフレット等行っております。告示が終了した時点で1回行きます。それと、その後逐次1年あるいは2年超えた方々につきましても個々に職員が行っております。その内容につきましては、特に物理的にはやはり建物が狭い、敷地が狭くて建物がぎりぎりに建っているというようなのが状況です。それとあと、バブルの後の建てかえ等も今現時点で進んでございますので、それに合わせてやると、改造していきますよというようなのが現状でございます。資金的な部分につきましては、貸付制度等を利用しております。現在は16年度の実績では16件、前年度が15件、そういう形で貸付制度を利用しながら接続の方をお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 簡単に再質疑をさせていただきます。

徴収業務の関係なのですが、まず庁舎の中で、建物の中で困って委託された徴収業務に当たる方たちの居場所を確保していらっしゃるのかという話を聞いているわけですが、その辺で下水道組合の職員さんとのトラブルとまではいかないのですが、そこはスペース的にもスムーズにいつているのかどうかということですね、どんな状況かということで。滞納をしていてなかなか会えないとか、それから会ってもトラブってしまうケースなんかも今までにもあったのではないかなというふうに思うのですが、そのところはうまくいっていて、このプロポーザル方式を取り入れた段階で99.83%の徴収率を目指すのだというふうに言っておられましたけれども、そういうふうに徴収率が上がっていくことにもこの方式が有効であったというふうに考えられているかどうかという点です。

それから、もう一点は、接続の関係で今1,878件の未接続、これは坂戸と鶴ヶ島と分けて数字をお示しいただけるでしょうか。

あともう一つは、職員さんがお訪ねになったときに、貸付制度があるということを知らなかったという方の割合というのはどれぐらいなのだろうか。ああ、そういうのがあるのだったらすぐやりますよというふうに話が進んだケースというのがどれぐらいあるか。つまりは、知っていてもやれない状況にあるのかということで、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（石川 清君） 森田業務課長。

○業務課長（森田進一君） 答弁申し上げます。

委託場所の庁舎内の関係でございますけれども、現時点におきましては4月1日から事務引き継ぎ等を行っております。それにつきましては、今現時点ではスムーズな形で行っております。特に仕切りをつくりましたので、その関係でセキュリティの問題、そういうものがございまして、ドアをあけるところ、職員が中に入る状況は今現時点は引き継ぎを行っておりますので、実施いたしますけれども、これからにつきましては委託職員と正職員につきましては分離したような形で仕切りを設けさせていただきました。現時点ではトラブル等はございません。

それから、滞納に対するトラブルでございますけれども、現時点につきましては記録をとっております。記録をとった中で個々の、これ個人情報になりますけれども、個々の記録をとりまして、約束等とります。現時点では管理職を中心に訪問徴収を行っております。集金ではございませんので、訪問徴収という形で執行をさせていただいております。現時点のトラブルにつきましては、ございません。

それから、99.8%の徴収を努力するという目標値を設定してございます。これにつきましては水道企業団等と協議しまして、水道企業団と下水道組合と同じ率でございます。これにつきましては、目標値という形で水道企業団と下水道組合の方で努力するという形で、特に問題がある場合につきましては職員を回しまして、その辺の徴収を努力させていただきたいと思っております。

続きまして、坂戸と鶴ヶ島の件数でございますけれども、坂戸につきましては993件、それと鶴ヶ島につきましては885件、特に鶴ヶ島の地域を現時点で整備を進めてございますので、坂戸と鶴ヶ島につきましてはほぼ同じぐらいの件数になってございます。

続きまして、パンフレットの貸し付けにつきましてはでございますけれども、パンフレットの貸付制度についてほとんどの家庭に1回あるいは2回、長いところでは3回か4回、同じものを配らせていただいております。それにつきましては、特に貸付制度があるということについて、今現時点利子等がかなり安くなっておりますので、その辺の利用があるのかなと。あるいは、やはり古い家と、それから建てかえを計画していると、新しい世代が入ってくる方々がいらっしゃいますので、その辺で貸付制度についてはかなり低い状況でございます。ただ、他団体の状況を見ますと、あっせん関係が他団体はあります。あっせんになりますと、金融機関が入ってございますので、金融機関の担保等負担をしなくてはいけませんので、その辺でかなりほかの団体につきましては数十件あるいは数件というような実績がある状況でございます。

以上です。

○議長（石川 清君） ほかにありますでしょうか。

13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 今小寺議員の質問とちょっと関連でお伺いします。

使用料の徴収業務委託で、問題が生じれば職員を派遣するということですが、これをやると二重投資になることですし、そうであるならば最初からこのような委託はしない方がいいと思うのですが、その辺の見解と、第一環境株式会社との契約を行うということですが、駐車場についてはどのような、この合同庁舎の駐車場使用についてはどのような契約上になっているかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石川 清君） 森田業務課長。

○業務課長（森田進一君） 徴収業務に対する先ほどの質問に対して、問題があった場合には職員を派遣するというような二重投資の関係のご質問でございますけれども、下水道組合といたしましては、管理者あるいは収入役という形で徴収権者がおりますので、その中でどうしても徴収にかかわる権利あるいは滞納関係、そういう方々の執行に当たっては組合職員も決済をしていかなければならないという意味でご答弁申し上げまして、特に徴収に当たっては問題がある、トラブルあるいはそういう場合については職員の決済に基づきまして委託業者が動くというような形で進んでおります。

それと、駐車場につきましては、現時点庁舎の前に2台程度の車を置けるような状況で、そういう形で契約の方を締結しております。

以上です。

○議長（石川 清君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） その二重投資にならないように職員と委託した業者が同一の行動をとるということは二重負担になるわけですから、これは好ましくない、そういうことで注意をしておきたいと思います。

それから、先ほど問題がないということは把握していないだけであって、今答弁の中にあったように、この庁舎の駐車場の中に2台もう既に使用しているわけです。坂戸市役所にすれば、我々議会中でも庁舎内の駐車場の使用は遠慮してほしいということで、議会事務局等からもそういう要請受けているわけですから、そういうような委託業者がここで2台分、特に駐車場の狭いところにおいて確保しているということは来庁者用の駐車場であって、これは大きな問題になると思うのです。そういうものを把握していないから問題ないと言っているだけで、もう一回職員の方からどの点が問題あるのか、職員の方から行くべきですよ。市民からそういう声がなければ問題がないという判断するのではなくて、今後この4月以降も2台、第一環境さんは駐車場を使用するのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

現状は許可ということで一応2台置かせてございますが、基本的に車が徴収に行って、こちらの方にお金を持ってくるとか、そういう行為もございますので、そういうときにはこちらの方に、通常のとめる行為というのは出てくると思います。ただ、今後につきましてはその辺について水道企業団とよく相談しまして、継続的な許可を出すかどうかは検討させていただきたいと思います。

○議長（石川 清君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 継続的な許可ということは、まず不可能ですよ。やるべきではない。我々についても職員についても庁舎内の駐車場使用できなくなっておりますから、職員の駐車場も職員組合で確保しているのでしょうか、ね。そういうことですから、委託業者は当然委託業者のその分の駐車場は確保すべきです。

○議長（石川 清君） ほかに。

3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 滑川です。1点だけ質疑させていただきます。

概要の4ページでございますが、公共下水道整備状況見込みでございます、その中の普及率でござい

ます。鶴ヶ島市の普及率、平成15年度の普及率は川鶴、富士見ハイツを含めて52.9%というようなことでございますが、県の公刊誌、14年度の県の決算概要及び公共施設概要によりますと、鶴ヶ島市の普及率は54.3%になっているという、これは県の方は54.3%、もう既にオーバーしておるというようなことでございます。ちなみに、坂戸市でございますが、14年度はちょっとここには出ていないのですが、14年度を見て埼玉県公共施設概要と、それから下水道組合の資料は全然違うのです。これは、ちょっとこの前申し上げておったのですが、非常に大きな問題だと思うのです。どのような理由でこのようになっているかということです。

ちなみに、もう一度言いますと、鶴ヶ島が52.9%になっているわけです。この資料によると。ところが、県の方ではこの1年前に54.3%になっているという状況でございますので、その辺の資料の差について伺います。ちなみに、県の資料と14年と13年ですか、それ比較しますと全部違うのです、実際言いました、資料が。非常に大きな問題だと、こういうふうに思いますので、その辺の差異について説明をください。

○議長（石川 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（石川 清君） 再開いたします。

田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） お答えいたします。

普及率の数字の問題でありますけれども、普及率につきましてはやはり分母になりますのがそのときの人口になります。そして、実際に使っている人数ということになりますので、今の全体の人口をどこで押さえるかという問題も一つあるかと思います。今ちょっと滑川議員さんお話の県の資料につきましては、ちょっと細かくは内容は見ておらなかったわけでありまして、私どもの方もこの15年度の実績の普及率につきましては平成16年4月1日現在のそれぞれ坂戸市、鶴ヶ島市の人口に対しまして15年度末現在下水道を使用している人数で割った数字でございまして、埼玉県でまとめられておるという今の資料につきましてはその分母となるものがどこであるのか、最初から今の実際に利用している方の人数をどこでとらえたのかという点もあろうかと思います。ただ、私どもといたしましては組合からは下水道の状況につきましては、その状況は県の方に報告いたしておりますので、それをまとめられた資料だというふうに思います。それを考えますと、数字的には一致しなければならないというふうに私も認識いたします。今の点につきましてはそれぞれの資料を県で出されておるというお話でございますので、内容につきまして確認をさせていただいて、中を調査したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（石川 清君） 3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 今分母となる人口というふうに言われましたのですが、13年度も14年も県の方とこ

この人口は同じです、ぴったり同じです。これは、計算しまして、それで違うのです。これです。比較した表ありますが、人口は同じでございます。ただし、こちら4月1日と、こうっておりますが、片方は3月31日という差はあると思うのですが、ほとんど同じだろうと、こう見ております。

それで、ちなみに14年度は鶴ヶ島は県の方は54.3%、下水道組合は51.4%になっています。坂戸市は、県の方は60.7%、それから下水道組合は62.8%と、こういう。それから、13年度は鶴ヶ島は県の方は52.4%、下水道組合は48.5%、それから坂戸の方は県の方は57.7%、下水道は60.8%と、同じ人口です、この計算しますと。人口でこの比率が違うということは非常に問題ではないかと。というのは、県のいろいろな比較等をやりますと、全然違ってしまうのです、これ見て。それで、差が非常に大き過ぎるというようなこととございますので、この資料は坂戸市として出しているのか、あるいは鶴ヶ島市で出しているのか、その辺は調べたことはございませんか。ありましたらよろしくお願いします。

○議長（石川 清君） 田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） 今の県の資料につきましては、内容について調べたということは私どもといたしましてはございません。ただ、今議員さんお話しのように、やはり数字でございますので、確かに人口ですとか、それから使用者の数というのはいつも変動するものでありますけれども、やはりその中でもきっちり基準日をとらえまして、そして数値としてはあらわさなければ統計的には余り正確性、それから信憑性の問題にもかかわる問題でありますので、今の点につきましては早速その県の資料につきまして、それから私どもの方の今出しているこの資料との比較をいたしまして、どこにどういう違いがあるのかにつきましては早速調査の方をさせていただいて、いずれにいたしましても数字でございますので、やはり正しい、両方が恐らく正しいのだと思いますけれども、ただその基準日との問題があろうかというふうにも思いますので、その辺もよく調べておきたいと思います。

○議長（石川 清君） これに関しましては6月議会で発表させていただきます。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 以上で、平成17年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算、歳入及び歳出についての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（石川 清君） 休憩前に引き続き再開いたします。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第 6、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第 4 号）を定める件（議案第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第 3 号 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第 4 号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,183 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 52 億 4,189 万 7,000 円にしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして各種事業の確定に伴う減額補正等をするほか、構成市との協議により下水道整備基金へ 5,462 万 8,000 円を積み立てることとし、また日本下水道事業団に関する住民訴訟事件の和解に伴う解決金の収納があり、その処理として関係機関との協議により国、県補助金相当額については返納し、地方債相当額については繰上償還することとし、補正するものであります。

歳入といたしましては、各種事業費等の確定に合わせ国庫支出金、組合債等に所要の措置を講ずるとともに、構成市の負担金を調整し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第 2 表繰越明許費につきましては、污水管渠築造工事等に期間を要することから、予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

2 番、山中基充議員。

○2 番（山中基充君） 2 番、山中基充です。質疑をさせていただきます。

まず、繰越明許費に関しまして、その主な理由をお示しをいただきたいと思います。

続きまして、7 ページ、先ほど管理者よりご説明ありました住民訴訟和解金ということで 2,300 万円強入っておりますけれども、これは実際の和解で決まった金額のうちに、住民訴訟ですから住民の方が経費がかかった分とか弁護士費用とか取った上で下水道組合の方に雑入として入っていると思うのですが、もともとの和解の内容というのはどういった内容であったのでしょうか。

そして、最終的には国や起債等を繰上償還するという形で返すという形になりますので、本組合にはどういった形で、幾らぐらいの残金として残るのかということについてお伺いをいたします。

最後に9ページ、公有財産購入費でございまして、これもご説明がありまして、もともと買い取るという予定だったのを従前どおりの借地にされるということでございましたので、こちらに関しては基金に繰り入れるというお話ですけれども、基金に繰り入れる方法と、例えば負担金、一般財源から全部歳出しておりますので、なぜ基金に繰り入れる、これはこういったことになっているのかという、その理由についてお伺いをいたします。

さらに、これは本当は当初予算のときにこの部分で聞けばよかったのですが、こういった実際に今雨水幹線等で実際に使用している土地の底地を借りているという場合、それを買いたる際には何か補助制度的なものはなくて、全部要は一般財源から繰り入れをやらなくては行けないのかということについて、確認のためにお伺いをいたします。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

まず、繰越明許費につきましては、今回補助金が来ておりまして、その分の事業を発注いたしまして、その分本年度にできないものにつきまして繰り越しするものでございます。污水管渠築造工事と大谷川雨水幹線築造工事委託、あと浅羽の雨水幹線築造工事ということで、この3件を繰り越させていただきます。

それと、和解金の関係でございしますが、和解金につきましては、金額といたしまして組合にまいりましたのは2,384万5,736円が和解金として来てございます。当然この来る前に弁護士料といたしまして、これは全体の額の2割を弁護士料ということで、差し引きされてございます。ですから、トータルといたしまして和解金の額といたしましては、2,980万7,120円が全体の和解金額ということでございます。その2割を差し引いた額が組合に来てございます。弁護士料は差し引かれてございます。

この内容ということにつきましては、これは和解につきましては細かい内容についてはわかりませんけれども、基本的にはおよそ10年ぐらいかけてこの裁判を行ってきておりまして、その結果といたしまして和解がされたということで聞いてございます。

あと、公有財産の関係でございしますが、これにつきましてはもともとこの予算を組まさせていただいたときは、基金からの繰り入れをさせていただいておりました。その関係がありまして、基金に戻してございます。2億円の基金を戻させていただきました。あとにつきましては、一応負担ということで両市にお返しするという額でございます。

以上でございます。

〔「よく聞き取れない」の声〕

○事務局次長（金子久夫君） 済みません。

全部では、もう一回。よろしいですか。

〔「繰越明許のところがあるんだけど、特に聞こえなかった。裁判は、2割引き取って
どうのこうの……」の声〕

○事務局次長（金子久夫君） はい。では大きな声で今度言います。済みません。

組合のお金ですね、済みません。組合に残るお金でございますが、およそ130万円になります。正確な金額を申し上げますと、129万3,690円でございます。そして、国、県の関係でございますが、国、県へ返すお金が1,284万6,604円になります。あと、起債相当額が970万5,442円になりまして、今回の繰上償還分には713万5,914円を入れさせていただきます。

以上でございます。

〔「公有財産……」の声〕

○事務局次長（金子久夫君） 済みません。落しました。

公有財産を購入する場合につきましては、期間が過ぎているということでございまして、補助制度はございません。既に過ぎてしまいましたので、単独で買わなくてはならないということでございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺。質疑させていただきます。

まず、3ページのところで今事業費負担金のマイナス補正額が非常に昨年に比べると突出していて、その一番大きな要因が9ページにある公有財産購入費、地主さんが売ってくれなかったというお話聞いていますけれども、そこが一番大きな要因なのだろうというふうには思いますが、中身を見てみましても各事業ごとにマイナス補正がだあと並んでいるのですね。こういうふうな状況になったときに、例えば8ページ、9ページの目3の雨水事業建設費、節で13、15、委託料、工事請負費、こういうふうな7,600万円とか、4,500万円とかというふうなマイナス補正になると、ここが組合の入札の関係で一番低く見積もったところに落札をするというような状況も含めて考えると、こんなにお金が残ってしまっているのかと。ヒアリングのときに6億円からの事業になるわけだから、これぐらいの誤差が出てくるのだというご説明もあったのですが、何が心配になるかというと、やっぱり工事の内容が十分であったのかとか、あるいは労働者への賃金が今現場で働く労働者への労賃がどんどん、どんどんすごい勢いで切り下げられていて、そういう人たちが例えば基準局に訴えなければならないぐらいの問題があったとしても、訴えらうもうおまえは来なくていいというふうな状況になって、仕事の取り上げにもなってしまうというような、そういう現場の声も聞いていますので、ちょっと余り大きく額がなっていくと、心配かなというのが1点あります。そここのところで1点お答えいただきたいのと、あと公有財産の購入に関しては、今回は購入できなかったけれども、今後はではどうするのか。購入をするための努力をするのか。それで、借りている場合と買った場合とどう組合にとってはメリット、デメリットがあるのかというあたりで、もう一点。

それと、今回それぞれ両市等で負担をしているものが構成市の方に戻ってきていて、例えば鶴ヶ島市では繰戻額1億1,731万6,000円ということで確認をしたのですが、この数字を拾っていてもこの数字に、1億一千七百万がしという数字になかなかならないので、ここに事業費負担金と、それから公債費負担金のマイナスの合計額以外に、ほかに何かあるのか、ちょっとお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（石川 清君） 新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） ご質問の9ページ、委託料と工事請負費の補正の関係であります。初めに13委託料につきましては、東武鉄道横断工事の工事委託分ではありますが、平成14年度から工事委託をお願いし

たところでありますが、平成16年度が最終年度であります。したがって、最終年度の精算によりまして、年度予算額1億3,900万円に対しまして7,328万9,000円の減額になったための執行残であります。また、飯盛川幹線測量業務委託につきましては、用地買収に伴う測量委託であります、用地買収がなくなったため300万円の補正減ということであります。

次に、工事請負費の4,570万6,000円につきましては、浅羽雨水幹線等工事の4,325万6,000円、執行残であります。執行率は87.9%。また、飯盛川幹線整備等工事につきましては、用地買収に伴う舗装工事でありましたが、用地買収がなくなったため245万円の補正減ということであります。

それから、飯盛川の今後の用地交渉ということでありますが、借地につきましては引き続き了解を得ております。また、今後につきましても引き続き用地交渉は続けてまいりたいと考えております。

それから、借地についてのメリット、デメリットということでありますが、メリットといたしまして少ない費用で飯盛川幹線としての目的が達成できる。それから、デメリットといたしましては、地権者の意向により財政面において急を要する対応が考えられるということを考えております。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

鶴ヶ島市の繰入金と今回の補正額がちょっと違うのではないかとということでもありますけれども、今回のこの補正の鶴ヶ島分を申し上げますと、全部トータル、合計いたしますと1億327万9,000円になると思います。そして、鶴ヶ島市は恐らく今までの6月と12月に補正減をしてございますので、その分を一遍ここで、3月でやったものと考えております。その額を申し上げますと、6月の補正1号で行ったものが1,392万1,000円が鶴ヶ島分ということで、減にさせていただきました。3号では、これは人件費分でございますが、11万6,000円を減させていただきました。これをトータル、足しますと1億1,731万6,000円になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 再々質疑というより一番最初に申し上げるべきだったことを失念していました。

ただいまご説明いただいた件については、すべて了解をいたしました。

何を抜かしてしまったかといいますと、この補正の提案の順番なのですけれども、鶴ヶ島の議会では補正を審議してから新年度予算に入ると。どう考えてもそれが順番ではないかというふうに思っていたところ、私の前任者の松村和子議員も何度も言ったけれども、直らないのだと。そうしましたら、先ほど坂戸の議員さんの方から、新年度予算を1号に持ってくるべきではないかというご意見も伺って、ええ、坂戸はそうなのかというところで、でもやっぱりどう考えても補正が可決されていないのに、新年度予算にどうやって入れるのだと。補正が認められて初めてそれを受けた新年度予算を審議するというのが順当ではないかというふうに思うのですが、その辺は改正といいますか、できないものなのでしょうか。

〔「休憩……」の声〕

○議長（石川 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（石川 清君） それでは、再開いたします。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第 7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件（議案第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第 4 号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案の理由を申し上げます。

用語の定義を行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に合わせることにいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程について

○議長（石川 清君） お諮りいたします。

日程第8、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の一部変更及び財産処分について（議案第5号）及び日程第9、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について（議案第6号）を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎議案第5号及び第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第8、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の一部変更及び財産処分について（議案第5号）及び日程第9、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について（議案第6号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第5号 埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の一部変更及び財産処分について及び議案第6号 埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更についてにつきまして、関連がありますので、一括して提案の理由を申し上げます。

市町村合併による名栗村、秩父市、岩槻市、吉田町、大滝村、荒川村の脱退に伴い、退職手当組合組織

員数の減少、規約の一部変更及び岩槻市の脱退に伴う財産処分並びに新たに設置される秩父市の加入に伴う規約の一部変更について、関係自治体の協議が必要なことから、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◎閉会中の事務調査について

○議長（石川 清君） 日程第10、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎一般質問

○議長（石川 清君） 日程第11、一般質問を行います。

通告者は3人であります。順次質問を許します。

7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） 7番、大山です。ただいまより通告に従いまして、徴収業務に関して及び污水处理についての相談への対応について一般質問を行います。

まず、第1に下水道使用料の徴収業務、先ほど予算でも出ておりましたが、この4月より民間委託となります。それに伴い徴収業務の方法がさまざまな点で変更になるかと思えます。そこで、これに関して2点お伺いします。

第1点は、両市の市民に対して、すなわちこの下水道の利用者ですね、利用者市民に対して業務委託の変更、これについてどのように周知徹底を図るのでしょうか。

2点目として、そうした変更が支障なくできるような工夫について、先ほどの予算についての質疑の中で徴収業務に関しての幾つか具体的なことありましたが、この業務変更が支障なくできるような工夫について、重複を避けた形でどのような工夫がされているのか、お答えいただきたいと思えます。

次に、下水道が整備されていない区域での污水处理方法について、問い合わせがあった場合の対応についてです。これは、事業認可区域内においては当然このように本管につないで欲しいとか、いろいろな、さまざまな問い合わせがあるかと思えますが、事業認可区域外で何とか近くの下水道管へつなげないかというふうな内容での相談があります。幾つか調整区域内では污水处理について大量に汚水が出るようなそういう営業をやっている方が敷地内に穴を掘って処理をしているとか、そういうようなこともあります。また、養豚場とかいう場合に、污水处理が大変周囲ににおいがするというふうなことでの問題が以前からあったと、そういうケースもあります。そうした事業認可区域外についての污水处理の方法で下水道組合の方に相談があった場合、どのように対応されているのか、污水处理についての相談があったことについての対応についてお伺いします。

よろしく願います。

○議長（石川 清君） 田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、徴収業務に関しましてでございますけれども、まず市民にわかりやすく周知というお話でございます。この関係につきましては、私ども下水道組合といたしましては利用者の皆様に周知をいたすために坂戸市、鶴ヶ島市の広報にまず掲載をしていただきました。また、下水道組合につきましては、ホームページも開設いたしておりますので、ホームページにもこの内容を掲載いたしましてご理解とご協力をお願いいたしているところでございます。さらにまた、4月から実際の業務が始まるわけでありまして、このそれぞれの検針票の裏側に検針、料金徴収等の業務を委託により実施している旨をまず明記いたしたいというふうに考えております。

それから、この料金徴収によりまして変わる点がございまして、それは、一つといたしましては、今までの請求月が変わる地域がどうしても生まれてきてしまいます。水道と下水料金を一括するために生まれてきてしまいます。その地域につきましては、坂戸市におきましては西坂戸の地域の皆様方、そして鶴ヶ島

市におきましては星和若葉台地域のそれぞれ利用者の皆様方にはどうしても今までの請求月が変わってき
てしまうというふうなことでございます。したがって、こちらにつきましては、それぞれの自治会長
さんの方ともいろいろ相談をさせていただきました。これによりまして、請求月が変わる旨を文章をつく
りまして、星和若葉台団地につきましては全戸に配布をしていただいたり、それから西坂戸団地につつま
しては自治会長さんを通じまして各ブロックごとに文章の回覧をしていただきまして、それぞれ変わるこ
とにつきましてはお願いをいたしたところでございます。

それから、これらのことが支障なくできるようにということでございまして、私どもといたしましても
今のようにまずもって利用者の皆様方に変わるという点をお知らせすることが一番大切だというふうに考
えておりまして、ただいま申し上げましたようなことを実行いたしております。そして、さらにまた来年
度、平成17年度に下水の面整備をする地域等につきましても、先般説明会等もさせていただいております
が、こういう機会もとらえまして、変わるという点をそれぞれに機会あるごとにお願いをしている点でござ
います。

続きまして、汚水処理の問題でございしますが、下水道の事業認可区域外の相談業務に対してどうかとい
うお話でございしますが、下水道事業につきましては議員さんご案内のように都市計画事業として行うとい
うことに相なっております。したがって、都市計画事業として行うためには、それぞれ両市におきま
しての都市計画決定という法律的な手続行為が必要でございします。この行為がなされたところにつつま
して私ども下水道組合で施行するものでございまして、区域外ということになりますとまだ下水道組合の方
にその事務がゆだねられない地域でございします。したがって、それらにつきましてはそれぞれの市に
おきまして相談業務等につきましては行っていただいております。

以上でございします。

○議長（石川 清君） 7 番、大山茂議員。

○7 番（大山 茂君） それでは、要望させていただきます。

市民への周知、とりわけその点では星和若葉台並びに西坂戸で請求月が違ふというふうなことが起きて
いるということで、それぞれの周知の工夫もお答えいただきましたが、現実的には引き落としでの請求月
ですね、これについていろいろと市民の間で混乱が生じるという場合があるかと思っておりますので、そうい
ったことへの対応がぬかりなく周知すると同時にそういったことでの混乱がないような方法を極力とってい
ただくということを要望いたしたいと思っております。

それで、下水道事業認可区域外の相談ということについてですが、事務がゆだねられていないというふ
うなことです。根底には下水道事業区域を広げていこうというふうな、広げてほしいというような声が
なかなかさまざまな事情で、これまでも何回かのこの議会での質問でも事業認可区域広げていく上でのこ
との質問をしてきましたが、調整区域の人たちにとっては何とか事業認可区域広げてほしいという声が根
底にあって、いろいろ問い合わせがあるかというふうなことです。今後においてそういった角度での
検討も進めていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（石川 清君） 次に、8 番、小寺由香子議員。

○8 番（小寺由香子君） 8 番、小寺です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

災害対策としての下水道工事についてということです。去年は、ご承知のように本当に大雨ですとか地

震ですとか、災害の多い年でした。12月議会に何人かの議員の一般質問で、災害対策という点で質問があったわけですが、その中で下水道組合の工事によるというふうに答弁が出たものについて、ではこちらでお尋ねをしようということでお尋ねする次第です。

1点目としましては、鶴ヶ島市立の藤中学校南側水路の冠水を防ぐための大谷川都市下水路の整備について、これは答弁の中で大谷川都市下水路の整備が市道219号線まで坂戸、鶴ヶ島下水道組合において進められており、この整備により水害は改善されるものと考えているという市の方の答弁がありましたので、この工事の進捗状況、そして完成した場合に冠水ということが本当に防ぐことができるのかどうかという点でお答えをいただければと思います。

それから、2番目としましては、ライフラインの耐震化という問題です。例えば都市ガスについては主要ガス管の88%が耐震性の高い管に整備されていて、18年度中にはすべて布設がえが終わるという状況のようです。また、水道管につきましては、4割方布設替えが終わっていると、15年度末で4割の進捗だというふうに聞いています。水道管については、石綿セメント管をダクタイル鋳鉄管、これに布設替えをしていく、これが15年度末で4割で、この先さらに進めていくのだと。それで、下水道についてなのですが、下水道についても一昨年から取り入れられているというふうな平成15年度の新設工事から人孔と管との継ぎ手部分に耐震設計を取り入れたものを入れ始めているというようなお話だったわけですが、これの具体的な計画、現状についてお尋ねをしておきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（石川 清君） 田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、初めに鶴ヶ島市立藤中学校前を流れております大谷川雨水第一幹線につきまして、お答えをいたします。

ご質問の大谷川雨水幹線につきましては、ご案内のように越辺川の合流部から東武東上線を横断しまして、ただいまお話しがありました藤中学校前を通り、さらにまた関越を横断いたしまして、鶴ヶ島市の学校給食センターのわきを通りまして、さっきお話しありました鶴ヶ島市道まで抜けます7,320メートルに及びます雨水幹線でございます。このうちもう既に完了いたしておりますのが下流部分から4,124メートル完了いたしております。そして、一番流れがどうも阻害しているというふうに思われておりました東武東上線の横断部分につきましても、平成16年度に終わります。既にもう昨年末、平成16年12月末でございますけれども、工事につきましては完成をさせていただいております。

現在につきましては、先ほど予算の中でも申し上げましたが、圏央道と併設をいたします1,035メートルの部分につきまして平成14年度から大宮国道事務所に工事委託をいたしまして、圏央道と今並行的に工事を進めさせていただいております。これが完成につきましては、平成17年度完成予定で今進めているところでございます。これが完成いたしますと、議員さんお話しのように、藤中学校の下流約400メートルの地点で現水路は鋭角的に、直角的に屈曲いたしております。そして、その水路の幅につきましても柵渠構造で約1.2メートルほどしかございません。この部分が解消されます。ちょうどその屈曲部分まで現在の大宮国道事務所に委託した工事によりまして、完成をいたしますと接続できますので、そこまで完成いたします。それによりまして、東武東上線の部分の解消、そしてなおかつ現水路の屈曲部分の改修ができ

ますので、これによりまして水の流れは相当程度改善できるものというふうに考えております。

なお、今後におきましてこの改修の効果もよく確認いたしまして、そしてまたさらに圏央道の建設計画の中に伺っておりますが、圏央道の敷地の中に調整池の計画もあるというふうに伺っております。これも東武東上線の上流部分でございますが、この位置に調整池の設置もあるというふうに伺っておりますので、これらの状況を見まして、さらにその上流の整備につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、2点目でございますが、耐震化の問題でございます。下水道管の耐震化の問題でございますが、こちらにつきましては、先ほどお話もありましたように、一昨年からでございますが、下水道施設の耐震対策につきましては一部その設計基準が改正をされました。そして、耐震化の部分が強化をされた内容でございます。具体的には、設計におきましてマンホール、人孔とも言いますけれども、そのマンホールと管の接続部、ここが一番地震によりまして力が集中する部分になりますので、この部分にそれらの地震の力を吸収するためにゴムを間に入れるとか、そういったようなことでの耐震の継ぎ手を設けるための設計上におきまするまずチェックをします。それで、必要な場所につきましてはそれらの耐震継ぎ手を入れるということに設計上で規定されたものでございます。

現在下水道組合におきましても、この基準が改正されたことに伴いまして、設計におきましてそれらのチェックを行いまして、必要な部分につきましては耐震継ぎ手をチェックいたしております。今後におきましても、下水道事業につきましてはすべて国の補助金を得て行う部分が非常に多いわけでございますので、これらの設計基準、また各基準もございますので、これに基づきまして適正な設計に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） ご説明をご丁寧にいただきましたが、2点ほど伺いたいと思います。再質疑をさせていただきます。

1点目は、1番目の大谷川都市下水路の雨水幹線の関係なのですけれども、17年度完成と、17年度のいつごろというのがわかりましたら。そして、その完成状況を見て大方その冠水はなくなると、流れがよくなるだろうというふうにご説明されましたけれども、その結果で、まだ状況が改善されない場合には何らか手を打つことは考えられるのでしょうかということで1点。

それから、2点目は下水道の耐震設計を取り入れたものなのですけれども、平成15年の新設工事から入れているわけですね、耐震設計された管を。まず一つは、今までの管とのコスト差がどれぐらいなのかということと、それから今まで既に管が入っているところについては、例えば先ほど普及率、鶴ヶ島で五十何％というのがありましたけれども、そこについては布設替えをすることはまず不可能ですね。やっぱりどんどん本管を耐震設計を入れたもので新しいところについては入れていくという方法かと思うのです。その整備を、進捗を上げる方が優先されるのだろうかというふうに思うのですけれども、例えば中越地震の中でも下水道管とマンホールが地震によって全部浮き上がってしまったというような報告なんかもありました。これから入れていくものについては、それなりに耐震ですから心配ないのだけれども、では今までのところについては直下型地震とか、鶴ヶ島でも6.5とか想定されるとかというふうに

言われているのですが、どんなふうな状況が考えられてという、調査研究というのですか。それで、こういうことが起こり得るのではないかというような調査研究ぐらいは、やっぱりしておいた方がいいのかなというふうに思いますけれども、そのあたりについてはどうお考えでしょうか。

○議長（石川 清君） 田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、大谷川雨水幹線の関係でございますが、大谷川の雨水幹線につきましては、もう既に東武東上線を越えたところまで、東部東上線の上流部分までにつきましては先日完成をさせていただきました。恐らくこれによりまして、今の屈曲部分につきましてはまだ若干残っておりますが、下流での水の引きといいましょうか、流下能力が相当数改善されております。今までの水路につきましては、幅が1.2メートル程度でございますが、今やっておりますのは一番狭いところで5.2メートルでございますので、その下流での水位も相当数低くなりますので、上流の水位につきましてもその分だけ水のはけもよくなるというふうに考えられます。

そしてまた、平成17年度の完成の時期はということでございますが、今圏央道の進捗と合わせなければどうしても、同じ敷地内でございまして、できないというのが現状でございます。私どもも現地に時々その確認には行っております。できることであれば、その圏央道の工事に支障のない範囲内で、できるだけ今の水路を少しでも広く改修、改修といいましょうか、素掘りのままでも広くできないかということも現地では考えております。しかし、本体であります圏央道の工事の支障を来してもこれまた全体の事業の流れに妨げることになりますので、やはり住民の方々にとりましては水の対策も大変重要でございますので、それらの両方をどこで調整をできるかということにつきましては、現状でよく調査をいたして、対応は十分してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、今の状況でいきますと、東部東上線の上流まで完成をいたしますので、その上流部分の水の状況につきましても相当数改善されているということは十分期待できます。

次に、耐震の関係でございますが、平成15年度から今の設計の基準が変わりました。これによりまして、管のコストの差はというお話でございますが、実際に使っております下水道本管の管そのものにつきましては変更ございません。接続部にゴムの支承を入れるということだけでございまして、管そのものにつきましてもコストは変わっておりません。しからば、そのゴムの支承1カ所当たり幾らぐらいかということにもなるわけではありますが、これは管の大きさによりましても相当違いますが、恐らく10万円単位でできております。例えば管の大きさによっても相当値段が違いますが、10万円単位でございます。1カ所当たりの単位でございますが。

それから、先般の新潟中越沖の地震によりましてのそれぞれ下水道のマンホール、人孔が浮き上がったというのも、随分テレビですとか新聞でも報道されました。これらの原因といたしましては、まだ詳しい報告はどこでも公表はされておらないようですが、まずそれぞれの地質学者の見解でいきますと、地震によりまして地下の土砂が液状化したと。中が揺すられたことによりまして液状化して、それぞれのものが、地盤そのものが緩くなった、それによって地盤が沈下したと。ただ、下水のマンホールにつきましては、やはり相当の下に底板といいまして、大きい面積の上に乗っておりますので、その分だけが下がらなかったということによりましての人孔、あのようマンホールが地面の上に大きく突き出した形にな

ったというのが今の一般的な見解でございます。

私どもといたしましては、それらのものをこれからの下水道の施設整備にどのように取り入れていくかという問題がございますが、やはり費用等の問題が当然出てくるわけでありまして。できるだけ堅牢のものをつくって、ある程度の地震にも耐えられるようなものをつくっていくというのが、これは当然重要なライフラインでございますので、必要だというふうに認識をいたしております。そのために国土交通省におきましての設計の基準が変わったものでございまして、これによりまして対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、一つだけ申し上げておきたいと思っておりますのは、ガス管ですとか水道管と下水道管の決定的な違いが1点ございます。それは、ご案内のように水道ですとかガス管につきましては、内圧、圧力を加えて中の中の水ですとか水、そういう物質を送るという、そういう管でございます。一方、下水道管につきましては、勾配ですね、導水勾配によりまして自然の流下をさせて下流へ水を持っていくというような違いがございまして、中で多少地震によりまして振動が加わったとしても内圧が外圧と同じでありますので、例えば破裂するとか、そういったようなことの発生というのはまたちょっと違うものでございます。それらを考えながら、今後におきましても各出されます基準、これらを私どもも漏れなく調査して、そして設計の中に反映させてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

下水道組合の管理地の市道への転用について、鶴ヶ島市議会平成16年度12月定例議会において市道の認定が行われ、当組合の管理地であった鶴ヶ島市五味ヶ谷の公共下水道雨水幹線横の管理地が鶴ヶ島市の市道1271号線として認定されました。当地は、もともと砂利道であったところが舗装され、地域住民から喜ばれているところです。その前は管理地として通ることもできなかったところですが、道路とは違うということで一時停止の規制なども設けられない場所であり、今回のように正式に道路として認められるということは安全上のことも含め適切であったと考えます。そこで、お伺いをいたします。

（1）として、鶴ヶ島市の市道として転用した経緯について。

（2）として、管理地として所有する際、受けた補助金の処理など目的外に転用することはさまざまな問題の処理が必要と推察されますが、どのようなものがあり、どのように対処をされましたか。

（3）として、坂戸市を含めほかにどのように取り組まれておりますか。また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（石川 清君） 田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、初めに市道認定の経緯でございます。ご質問の個所につきましては、大谷川の左岸側につきましては既に平成5年に鶴ヶ島市道として道路認定をしていただいております。今回の部分につきましては、道路管理者でございます鶴ヶ島市と協議の結果、道路としての認定をいただいたものでございます。なお、土地の所有につきましては、下水道組合でございまして、管理を鶴ヶ島市が行うということで、兼用工作物という扱いで処理をさせていただいております。

次に、土地の取得と補助金の使途目的と道路認定との問題でございますが、補助金の適正化の視点からこの関係につきましては埼玉県とも協議をいたしました結果、基本的には次の二つの要件を満たせば道路として認定されることは可能であるということでございます。その一つの要件といたしましては、当該、要するに大谷川の雨水幹線の管理上、機能上に影響を及ぼさないことが一つでございます。

二つ目には、兼用工作物として管理を行うことであります。この兼用工作物として管理を行うということは、所有権は移らないということでございます。この二つがまず要件としてあるということでございます。したがって、この要件を満たした場合につきましては、補助金の返還等は生じないこととなるということでございまして、ただ事務的にはやはり道路管理者と道路認定をしていただけるかどうかということでございまして、その道路認定の可否ということが一番問題になろうかと思っております。

続きまして、3点目でございますが、現状と今後の取り組みということでございますが、坂戸市におきましては既に道路認定をいただいておりますのが飯盛川雨水幹線部分におきましては1,462.47メートルでございます。また、鶴ヶ島市におきまして道路認定をいただいておりますのは大谷川雨水幹線部分268.1メートルでございます。また、川越市におきましても一部でございます。川越市におきましては、やはり大谷川雨水幹線部分でございますが、道路の隅切りといたしまして18.55平方メートルをそれぞれ兼用工作物ということで、それぞれ道路管理者と管理協定を結びまして、道路認定がされております。下水道組合といたしましては、今後につきましても両市の道路管理者の意向をよく伺いまして、先ほど申し上げました要件を満たすものにつきましては道路としての管理をお願いできるところにつきましては管理を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

おおむね了解をいたしました。兼用工作物として取り扱うのであれば県としては補助金等の返還等は求めないということで、各構成市の道路認定を受けられれば道路としてなるということで、今後もそういった形で進められて行かれるということでありましたので、最後1点確認だけですけども、こういった場合、結局道路になったわけですから、今の時点では一時停止とかさまざまな交通法規上の安全対策等がまだされていないと思うのですけれども、これについての対応は今後どうなっていくのかについてお伺いさせていただきます。

○議長（石川 清君） 田中事務局長。

○事務局長（田中浅男君） まず、道路認定をしていただきますと、公道ということになりますので、それぞれ今お話しのように一時停止ですとか、そういう交通標識、公安委員会が設置するということになりますが、それらの適用を受けることになります。それ以外のところにつきましては、一般の土地と同じでございますので、公安委員会規定のそういう規制標識等につきましては設置することはできておりませんので、私どもといたしましては飛び出しがされないように、中を通った人が危険のないようにさくをすとか、それから直接出られないようにすとか、そういったような安全対策を設けております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（石川 清君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

皆様のご協力によりまして、議会運営がスムーズに進行できましたことに感謝申し上げます。風邪が大変はやっております。3月議会もまだ続きますことから、お体に十分ご留意をいただきまして、ますますご活躍いただきますようご祈念いたしまして、あいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（石川 清君） 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） それでは、閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成17年3月の第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会をお願いいたしたところでありますけれども、議員全員の方のご出席を賜りまして、ご提案申し上げました案件につきまして慎重ご審議を賜り、それぞれ原案どおりのご議決を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、審議のご過程等々におきまして、それぞれ議員各位からご示唆、ご提言をいただきました。私どもは事務執行におきましても十分配慮いたしまして、厳しい社会経済情勢ではございますけれども、施設の安全な運転管理、さらには本組合の効率的な運営を図るとともに、下水道事業の普及におきまして17年度も精力的に取り組んでまいりたい、このような決意でございますので、変わらざる皆様方のご指導を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私も、きょうはちょっと風邪引いておりまして、お聞き苦しい議会で大変恐縮でございましたが、三寒四温の季節でございますので、どうぞご自愛いただきまして、それぞれご健勝にてご活躍賜りますようお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

（午後 零時11分）

○議長（石川 清君） これをもって平成17年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年 月 日

議 長 石 川 清

署 名 議 員 森 田 正 男

署 名 議 員 山 中 基 充